

愛南町移住者住宅改修支援事業のお知らせ



愛南町では、空き家の有効活用と県外からの移住・定住を促進することにより地域の振興を図るため、県外からの移住者が空き家の住宅改修などを行う経費に対し、予算の範囲内で補助します。

1 移住者の定義

- かつて町内に居住した後、県外へ住所を移し、再び自らの意思で町内に転居した方（Uターン）
 - 県外から新たに町内に転居した方（Iターン）
- ※就学や転勤等、所属企業と関連のある企業への赴任による転居等は除かれます。

2 補助の対象者

- 令和2年4月1日以後の県外からの移住者で、町内に5年以上居住する意思のあること（U・Iターン者）
 - 次の要件のどちらかに該当すること
- ①『働き手世帯』：構成員のうち少なくとも1人が60歳未満の世帯
 - ②『子育て世帯』：構成員に、同居する18歳未満の子どもがいる世帯
- ※いずれも基準日は、町への補助金交付申請日となります。



3 対象住宅

- 県外からの移住者が、愛媛県空き家情報バンク・愛南町空き家バンクに登録された物件で、居住を目的として購入・賃借した一戸建て住宅

4 支援内容



区 分	補助率及び補助限度額
住宅の改修 住宅本体、住宅本体以外の改修 (住宅本体とセット)	働き手世帯 構成員のうち少なくとも1人が60歳未満の世帯 ○ 補助率：経費の2/3 ○ 補助限度額：100万円 (注) 50万円以上の改修に限る
	子育て世帯 構成員に同居する18歳未満の子どもがいる世帯 ○ 補助率：経費の2/3 ○ 補助限度額：400万円 (注) 50万円以上の改修に限る
家財道具の搬出等 入居・改修のために必要な家財道具の搬出・処分、清掃	働き手世帯 子育て世帯 ○ 補助率：経費の2/3 ○ 補助限度額：20万円 (注) 5万円以上の搬出等に限る

○注意事項

- 事前相談が必要です。
- 住宅改修等を行ったあと、5年未満の転居や住宅の取り壊し、売却、賃貸等を行った場合は、補助金を返還していただく場合があります。
- 改修工事の施工業者は、町内の事業者が条件となります。
- 要件や手続き等、詳しくは「企画財政課政策推進室（TEL73-7075）」までお問い合わせください。

愛南町移住者住宅改修支援事業のフロー

